平成２８年（フ）第１５８３号
埼玉県川口市中青木４丁目７番５－107号
川口サンハイツ
破産者　門司　武志
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０７号
さいたま市桜区中島１丁目３番２号
破産者　山口　裕太
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
横浜市中区簑沢102番地　第一昭和荘Ｂ棟１号室
破産者　宮崎　直樹
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４５号
神奈川県秦野市羽根645番地の３
破産者　杉山　　努
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２２号
神奈川県中郡大磯町西小磯680番地１　ベルハイムＥ
破産者　菅原喜代子（旧姓川人）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６８５号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３－1108号、前住所大阪府藤井寺市青山３丁目616番地の４
破産者　児島　茂和
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１７号
大阪市平野区喜連２丁目４番22号　エクセルコート105号
破産者　鈴木　誠也
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６７号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目８番７号
破産者　岡本工務店こと　岡本　　実
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５３号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32－1429号
破産者　三谷工業こと　三谷　和也
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２５号
大阪市浪速区下寺１丁目６番13－301号
破産者　上川　丈博
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４６号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目19番11－405号
破産者　福光　　充
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４００４号
大阪府枚方市北中振２丁目３－36－203、開始決定時大阪府枚方市東船橋２丁目102番地の１
破産者　東野造園こと　東野　照明
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４７号
大阪府高槻市牧田町６番20－505号、開始決定時大阪府高槻市春日町27番３号
破産者　グリリアート　イン　ボッカ　アルーポこと　妻鹿章一郎
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４８号
大阪府高槻市牧田町６番20－505号、開始決定時大阪府高槻市春日町27番３号
破産者　妻鹿雅佳子こと　金　雅佳子
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６２号
大阪市西成区旭１丁目11番12号　フクハナハイツ　305
破産者　ステップこと　天野　裕紀
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６４号
大阪府摂津市鳥飼新町２－２－62モデッサフェリーチェ102、住民票上の住所大阪府八尾市福万寺町５丁目25番地の34
破産者　重岡　征信
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８２号
大阪府箕面市箕面２丁目７番63号
破産者　藤田　昌孝
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５６号
大阪市西区江之子島２丁目１番66号　1206号、住民票上の住所兵庫県芦屋市松浜町８番18－238号
破産者　水口　修一
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１５号
大阪府寝屋川市太秦中町14番15号（302号）
破産者　奥本　兼治
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部